「協働フェスタ」実行委員会運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、越谷市の協働のまちづくりを推進するために、市民活動団体と行政、企業が協働で行う事業を実施するにあたり、「協働フェスタ」実行委員会（以下「実行委員会」という）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　実行委員会は次に掲げる団体等から選出された委員をもって組織する。

（１）こしがや市民活動連合会

（２）越谷市

（３）実行委員会が適当と認める団体及び個人

２　越谷市市民活動支援センターは実行委員会に協力する。

３　実行委員会に次の部会を置く。

（１）総務部会

（２）演出部会

（３）展示部会

（４）前庭部会

（任務）

第３条　実行委員会は、次に掲げる事務を行う。

（１）「協働フェスタ」の企画・立案・実施に関すること。

（２）「協働フェスタ」の広報・啓発に関すること。

（３）関係団体の連絡調整に関すること。

（４）その他、「協働のまちづくり」に関し必要と認めること。

（役員）

第４条　実行委員会に次の役員を置く。

（１）実行委員長	１人
（２）副実行委員長	２人
（３）監事	２人
（４）書記	1～２人
（５）会計	２人
（６）部会長	各部会より１名

２　実行委員長、副実行委員長、監事は、こしがや市民活動連合会の役員会で推挙し実行委員会で承認する。

３　書記、会計は実行委員長の指名により、委員から選出するものとする。

４　役員は部会長または副部会長を兼任することができる。

（役員の職務）

第５条　実行委員長は、実行委員会を代表し会議の議長となる。

２　実行委員会の会議は、必要に応じ実行委員長が招集する。

３　副実行委員長は、実行委員長を補佐し、実行委員長が欠けたとき又は事故あるときは実行委員長の職務を代理する。

４　監事は、実行委員会を監督し、会計を監査する。

５　書記は、会議の記録をとるものとする。

６　会計は、金銭の出納及び収支を明らかにするものとする。

（役員の任期）

第６条　役員の任期は１年とし、実行委員会の発会から終会するまでの期間とする。

２　補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（部会）

第７条　部会は、次に掲げる事務を行う。

（１）総務部会は、フェスタに関する企画・立案・実施を行い、各部会の連絡調整と広報業務を行う。

（２）演出部会は、演出に関する企画・立案・実施を行う。

（３）展示部会は、展示に関する企画・立案・実施を行う。

（４）前庭部会は、前庭に関する企画・立案・実施を行う

２　各部会に次の役を置く。

（１）部会長　　　　　１人

（２）副部会長　　　　１人

３　部会長、副部会長は部会員の互選により選出する。

４　各部会議は、必要に応じ部会長が招集する。

５　部会長は、各部会議の議長となり、役員会にて会議報告をする。

６　副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき又は事故あるときは部会長の職務を代理する。

（会議）

第８条　本会の会議は、役員会及び実行委員会とする。

（１）役員会は、第４条に規定される役員をもって開催（構成）し、企画・立案等を実行委員会に提案する。

（２）実行委員会は、全実行委員をもって開催（構成）し、前項の提案等を協議し決定する。

（庶務）

第９条　この実行委員会の庶務は、総務部会において処理する。

（その他）

第１０条　この規程に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、実行委員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成２５年４月１０日から施行する。

この規程は、平成２７年４月１６日改正する。

この規程は、令和３年６月４日改正する。